第二十一条第二号中「又は第三号から第五号の三まで」を「から第八号までのいずれか」に改め、同条第三号中「第十八条第一項第二号」を「第十八条第一項第十二号」に、「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

（宅地建物取引業の業務に関し行つた行為の取消しの制限）

第四十七条の三　宅地建物取引業者（個人に限り、未成年者を除く。）が宅地建物取引業の業務に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第五十条の二の五第一項第三号イ中「第三号又は第三号の二」を「第五号又は第六号」に改め、同号に次のように加える。

ハ　心身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十二条第七号イを次のように改める。

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十二条第七号に次のように加える。

ホ　心身の故障により手付金等保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十四条の二第一項第四号イ中「第四号」を「第八号」に改め、同号に次のように加える。

ハ　心身の故障により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十六条第一項第一号中「第三号から第三号の三まで又は第八号の二」を「第五号から第七号まで、第十号又は第十四号のいずれか」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第三号の三まで」を「第七号まで又は第十号」に改める。

第六十八条の二第一項第一号及び第二項第一号中「第五号の三まで」を「第八号まで又は第十二号」に改める。

（旅行業法の一部改正）

第百五十一条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの」に改める。

第二十六条第一項第一号中「第八号まで」を「第四号まで又は第八号」に改め、同項中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第六条第一項第一号から第四号まで又はこの項第四号のいずれかに該当するもの

三　心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四　法人であつて、その役員のうちに第六条第一項第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

第二十八条第二項中「第六号まで」を「第四号まで若しくは第二十六条第一項第二号若しくは第三号」に改め、同条第五項中「第六号まで」を「第四号まで並びに第二十六条第一項第二号及び第三号」に改める。

第三十七条第一項第二号中「第五号から第八号まで」を「第八号若しくは第二十六条第一項第二号から第四号まで」に改める。

第四十一条第一項第五号中「又は第六号」を削り、同項に次の一号を加える。

六　申請者の役員のうちに心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がないこと。

第五十八条第二項中「第四十一条第一項第五号」の下に「若しくは第六号」を加える。

（土地区画整理法の一部改正）

第百五十二条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第五項中「又は第三号」を削る。

第六十三条第四項第二号を削り、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

（空港法の一部改正）

第百五十三条　空港法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第百五十四条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二号を削り、同条第三号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に次の一号を加える。

七　心身の故障により鑑定評価等業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十九条第一項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十六条第三号から第五号までの一」を「第十六条第二号から第四号までのいずれか」に、「とき。」を「とき」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　第十六条第七号に該当するに至つたとき　本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第二十五条第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第三号中「第十六条第六号又は第七号」を「第十六条第五号又は第六号」に改め、同条第六号中「又は成年被後見人」を削る。

第六十一条中「第十九条第一項」の下に「（第三号を除く。）」を加える。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第百五十五条　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号を次のように改める。

三　申請者の役員のうちに、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がないこと。

第七条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項に次の一号を加える。

五　申請者の役員のうちに、心身の故障により船員雇用促進等事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものがないこと。

第十八条第二項中「若しくは第四号」を「から第五号まで」に改める。